平成２３年（フ）第１２１６号
大阪市住之江区東加賀屋４丁目７番10号
債務者　木村　照代
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３２号
大阪府枚方市須山町64番５号
債務者　村上　廣子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５０号
大阪府寝屋川市昭栄町15番９―303号
債務者　柿田イク子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６０号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目24番23号
債務者　石田真理子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７２号
大阪市中央区日本橋２丁目20番３―604号
債務者　柴田　政子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７３号
大阪府寝屋川市香里北之町15番６号
債務者　光安　良和
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７４号
大阪市東住吉区矢田６丁目７番23号　ツバイト東住吉401号
債務者　山口　正三
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７５号
大阪市淀川区西中島２丁目12番８―511号
債務者　荒木　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７６号
大阪市西成区太子１丁目３番６号　日乃出113号
債務者　田中　康敬
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７９号
大阪府東大阪市横小路町５丁目２番25号　第２東大阪村橋マンション502号
債務者　北原　敦子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２８０号
大阪府吹田市垂水町３丁目10番309号
債務者　林　　忠義
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２８５号
大阪市港区弁天２丁目６番10号
債務者　佐々木幸雄
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２８６号
大阪府吹田市泉町３丁目７番12号
債務者　吉田惠美子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２８７号
大阪市浪速区久保吉１丁目５番１―610号
債務者　中井　明夫
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６６４号
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎１丁目13番23号　第１なぎさ荘２号室
債務者　佐藤　裕美（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目６番38号
債務者　竹内　壽一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４７号
横浜市西区浅間町４丁目350番地５　ＳＴ横浜305号
債務者　猪又　美輪
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部